

土木工事共通仕様書の適用にあたっての留意事項

1. 工事毎の適用基準

基本的に各事業の工事編を優先適用とするが、記載のないものについては、各工事編を適用するものとする。

- ・土木建築部発注の工事については、第 4 編～第 10 編を優先する。
- ・農林水産部発注の工事については、第 11 編～第 13 編を優先する。

例 1. フィルダム工事の適用は、

土木建築部の発注工事であれば、第 9 編第 2 章フィルダム工事を優先する。

農林水産部の発注工事で農業農村整備事業であれば、第 11 編第 10 章フィルダム工事を優先する。

例 2. コンクリートダム工事の適用は、

土木建築部の発注工事であれば、第 8 編砂防編を優先する。

農林水産部の発注工事で治山事業であれば、第 12 編第 3 章溪間工事を優先する。

2. 他の仕様書の適用について

本仕様書に記載の無い工法については、監督員と協議をおこなうこと。